

立川市幼稚園入園支度金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

幼児教育の振興を図るため。

## 立川市幼稚園入園支度金貸付条例の一部を改正する条例

立川市幼稚園入園支度金貸付条例（昭和51年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>立川市私立幼稚園等入園支度金貸付条例</u> (目的) 第1条 この条例は、 <u>私立の幼稚園又は認定こども園</u> に入園する幼児の保護者に対し、入園手続の際に必要な資金（以下「支度金」という。）を貸し付け、もって幼児教育の振興を図ることを目的とする。 (貸付けの対象) 第2条 支度金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。 (1) 次に掲げる施設のいずれかに入園する満3歳以上の幼児（以下「対象児」という。）の親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であって、当該対象児と同一世帯に属しているものであること。 ア 私立の幼稚園（国又は地方公共団体以外の者が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園） イ 私立の認定こども園（国又は地方公共団体以外の者が設置する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園） (2)～(6) ……略…… (届出) 第7条 借受人は、貸付金の償還を完了するまでに次の各号のいずれか	<u>立川市幼稚園入園支度金貸付条例</u> (目的) 第1条 この条例は、幼稚園に入園する幼児の保護者に対し、入園手続の際に必要な資金（以下「支度金」という。）を貸し付け、もって幼児教育の振興を図ることを目的とする。 (貸付けの対象) 第2条 支度金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。 (1) 国又は地方公共団体以外が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に入園する幼児（以下「対象児」という。）の親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であって当該対象児と同一世帯に属しているものであること。 (2)～(6) ……略…… (届出) 第7条 借受人は、貸付金の償還を完了するまでに次の各号の一に該当

に該当した場合においては、速やかに市長に届け出なければならぬ。

(1)及び(2) ……略……

(貸付けの取消し等)

第8条 市長は、貸付けの決定を受け、又は貸付金を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該決定を取り消し、又は貸付金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により貸付けの決定を受けたとき。

(2) 第2条第2号に掲げる要件が欠けたとき。

(3) ……略……

2 ……略……

した場合においては、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)及び(2) ……略……

(貸付けの取消し等)

第8条 市長は、貸付けの決定を受け、又は貸付金を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、当該決定を取り消し、又は貸付金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) 第2条第2号に規定する要件が欠けたとき。

(3) ……略……

2 ……略……

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。